

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）」に対する公聴会

平成 25 年 2 月 24 日（日）14:40～14:55

さいたま新都心合同庁舎検査棟 7F

発言者：公述人 8

どうもお待たせしました 8 番目の公述人の千葉県から参りました■■と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。私はここにありますように国土交通省関東地方整備局は任務を果たせ、その職責を全うしろ、こういう視点でお話をさせていただきたいと思ひます。少しほかの陳述人の方の視点と違ひかもしれませんけれども目的は同じでございますのでよろしくお願ひいたします。お手元にお配りしました資料、白黒だと思ひますけれどもこれからパワーポイントでお示しする画面のダイジェストですので、一部抜けているところがあります。裏表 2 ページに制限されているものですから、概略は入っていると思ひますけれども、あと見ていただきたいと思ひます。国土交通省の行政について、少し注目をしてみたいと思ひます。ハッ場ダムの整備について国土交通省はどういう視点で、どういうことをしなければならぬのかというのは我々国民の視点から、これは言う必要があるだろうと、チェックさせていただく必要があるだろうと、こういう意味合いでございます。でこれは国土交通省のホームページから取り出したものです。で行政には 5 つの目標がある、ということでこの 5 つ並べてありますが、この中身については触れませんが、こういう目標に沿って国土交通省の業務はやられていると、こういうことだそうでございます。目標を進めるために仕事の進め方を改革と、こう題をしまして、さらに 3 つの視点これを決めています。で総合性の重視、国民ニーズの重視、質の重視と、こういうことを決められております。これは関東地整の皆さんも十分頭に入れて日頃業務をやっているらっしゃることだと思ひますので、わかっているよと、こういうことだと思ひますが、我々国民からみますと、ああそうなのかと。こういうことで改めて感心をするんですけども、非常になかなかいい視点で書かれていると思ひます。そのさらに 5 つの方針というものがあります。効率的、効果的な行政運営。これもその通りだと思ひます。それから国民に開かれた行政運営ということが規定されています。これは、国民との対話の重視、それから情報公開の徹底、国民の行政参加の促進、非常にいいことを書かれています。ほんとうにこの通りやってくれてんのか、ということがどうしても我々としては気になるところでございますが、こういう規定をされているということは頭に入れる必要があると思ひます。さらに政策評価、これはどこの行政でも今やられているわけですが、政策評価によるマネジメントを確立をすると、こういう視点でやられています。この辺も、ごく当たり前のことが書かれていますので、ちょっと飛ばしまして、コンプライアンスについて規定をされています。皆さんご案内のとおりコンプライアンスというのは、企業コンプライアンスから出た言葉だそうございましてコーポレートガバナンスということが非常に今世の中では当たり前になっています。CSR というのが通称の言い方ですけども。法令違反による信頼の失墜、それを原因として法律の厳罰化や規制の強化がその企業の事業の存続にも大きな影響を与える事例が繰り返されている。特に民間企業はこのコンプライアンスを非常に重視をして、きちっとやろうということがもう常識になってきているというふうにいわれています。これ民間企業の話でございますので、では官公庁はどうなのかということが気になるわけですが、それはご安心ください、関東地方整備局もしっかりコンプライアンスについては取り組みをされているということでちょっとこれは見にくいですが、関東地整のホームページからとったということを見ていただくためにだしている

もので、この内容がここに、次にありますが、いろいろな取り組みの仕方をされています。ここに掲げられていますのは、コンプライアンス推進のための基本事項ということが、取り組みが決められています。これもひとつひとつ読むとなかなかいい視点で書かれているというふうに思います。少し紹介させていただきますと、「私たちは国民全体の奉仕者である国家公務員であることを自覚し、公共の利益のために、全力を挙げて業務を遂行します。」ということです。「職務の遂行にあたっては、関東地方整備局の基本理念の実現を目指し、全力を挙げて取り組みます。」その通りだと思います。「前例に頼らず、根拠となる法令やルールを遵守し、常に公正・公平に職務を遂行します。」こうたわれています。まさにその通りだと我々期待したいわけです。「職務や地位を利用し、自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いることは行いません。」これは当たり前のことです。「法律により与えられた権限の行使にあたっては、国民の疑惑や不信を招くような行為はいたしません。」これもこの通りだと思います。この辺は皆さん、幹部の皆さん特に頭に入っていることだと思います。次に、今のが1ですが、2としまして、「私たちは、職務遂行における公正の確保と意志決定プロセスにおける透明性の向上を図る。」これもぜひそうお願いしたいわけです。次に「国民の税金を使って云々とか個人情報をはじめとする。」とこれはこのとおりだと思いますのでちょっと飛ばしまして、次に3番、全部で4番、5番まであるんですが、3番は、「私たちは、公共事業や許認可事務等の実施にあたり関係法令を遵守し、適正かつ経済的な執行に努めます。」これも前から言われていることですので、当然だと思います。この内容、中身にはいますと(1)で、「公共事業や許認可事務等の実施にあたっては常に公正な職務の執行と透明性の確保に努め国民の疑惑を招くことのないように心がけます。」こう位置付けられています。まさにその通りだと思います。2番、3番飛ばします。ではこれらの規定されたコンプライアンスを関東地方整備局はきちんと守っているのかということが我々の視点で言えるかどうかということを見てみたいと思います。まずひとつ取り上げたいのが、パブコメについてです。もう皆さんにどうこう言うことはおこがましいんですが、パブリックコメントと言うのは、これは一番下にありますが、これは総務省のホームページから取り出した文言ですが、「パブリックコメントは国の行政機関が政令や省令等を定めようとする際に事前に広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利、利益の保護に役立てることを目的としています。」その意見を考慮することによりこういうことを規定されています。その意見を考慮することということが実施されていましてパブリックコメントで、どうその反映されているのかというところを見てみたいと思います。昨年の10月から11月にかけて行われましたパブリックコメント、これはおそらく皆さん方もこれにパブリックコメントに参加された方々が大多数だと思いますけれども、八ッ場ダム建設事業の検証に関わる検討報告書素案に対するパブリックコメントが実施されたわけですが、10月6日から11月4日までの30日間、これは30日というのが規定されていますので、その通りやられたと言うこと。で、パブリックコメントに応募した結果について関東地整は公表いたしました。これはホームページで公表して、同じことを記者会見でも配っていますけれども、この中身が今、ご覧になっているものですが、「八ッ場ダム建設事業の検証に関わる検討報告書(素案)に対するパブリックコメントを行い、ご意見を募集したところ全国から述べ5,963名のご意見をいただきました。このうち同一意見を署名形式で提出された方が5,739名おりました。」ということが結果の発表です。これだけなんです。そのほかにそれぞれだされたパブリックコメント、お一人お一人のパブリックコメントの本人の記名、個人情報が特定できない、消したものが同じホームページにだされていますけれども。それはお一人お一人のご意見です。これにありますように5,963名の方が意見を出されていると、ではその、どういう方向で、どういうことを皆さんで、約6,000名の方がこの八ッ

場ダムに対してご意見をだされたのか。それを国交省は、関東地整はどういうように評価をしたのか、ここが大事と思うのです。国民からいくら意見を出したところで国交省はそうですか、で6,000枚のペーパーを積み上げたのでは、これは何の役にも立ちませんということがいえるのではないかと思います。で、ところが今ご覧になったように、結果の内容集計分析を公表していません。当然、国交省、関東地整の皆さんはエリートで育てらっしゃるわけだから、当然評価をされて分析評価をされていると思いますが、それは公表しないんです。全くみえません。従って6,000名の意見がどういう方向で出されたのかということが、ぜひ知りたいんですけども、それは出てこない。とすると、今、たまたま新しいパブリックコメントが実施中ですけれども、これはひょっとすると全く同じ運命になるのでしょうか。やっぱり我々がいくら、6,000名が出しても、ただ国交省の皆さんの机の上ではなくて、机の横に積み上がって終わりですか、これはないでしょうと。先ほどのコンプライアンスを少し思い出してしてください。国民の目線で国民の為になる業務を皆さんおやりになっているわけだから。せっかく出された意見が机の横に積んであるだけではとてもとても我々としては納得できるものではない、コンプライアンスはどこに行きました、こういうことでございます。ちょっと時間が押しているんですか。もうひとつ言いたいのが有識者会議です。有識者会議は何か、という説明がホームページで出されていますが、今やられていますのが、利根川・江戸川有識者会議でこの利根川・江戸川有識者会議はこの河川法16条の2第3項に規定されている規定に基づいてこの有識者会議は開かれているものということになっていますが、ここにありますのは国交省が出されたコメントですけれども、意見を聴く場として設置するものですかということを書かれていますし、また有識者会議の場でも担当者から、意見を聴く場なんだと、何らかの決定を行うものではありませんということを何度か口にも出されています。そうなんですか。ということ。河川法の規定はこういう規定になっています。16条の2第3項この条文そのままですが、意見を聴かなければならない、ねばならないんですよ。聴かなきゃいけないんです。ただ聴くだけで、聴き過ぎて、そうですかと、おっしゃることはそうですか、ということではこの河川法に反することになるということが明らかにいえるのではないかと、そういう解釈は学者の皆さんも多く言われています。この意見の聴く場として、今いいましたことが、ここに出されていますが、これはマスコミもこれを取り上げていまして、これは今年の10月ですが、そのときからこれ朝日新聞ですが、座長は打ち切りを示唆している。いうことをマスコミは批判をしています。有識者会議の運営に関しても、河川法の解釈を歪め、矮小化して有識者の意見をただ聴き流して良い有識者会議を恣意的に操作することはコンプライアンスに反しているということを私は言いたい。最後、ここだけはしっかり皆さん、関東地整の皆さん聴いていただきたいんですが、コンプライアンスを守り、コンプライアンス推進計画というものがあります。その中には自信と誇りを持って職務に取り組む環境を作りましょう。こういうことを規定されているんですが、ぜひそのコンプライアンス通り、実施をされて、市民、国民に愛される関東地方整備局に立ち返って欲しいということを強く願望して私の意見陳述を終わります。どうもありがとうございました。

以上